



申10号「ワンマン運転の拡大について」に関する申し入れ第1回交渉を行う!①

第1項 将来にわたり安全第一として、安定性・利便性・快適性・異常時対応等の輸送品質が向上する施策とすること。

《確認事項》

- ・安全が第一であることに変わりはない。
- ・お客さまのご利用状況に合わせて、適切な鉄道の輸送量の確保がベースになる。
- ・社員の減少を理由に列車本数を減らすことはお客さまのニーズに合わない。
- ・地域の信頼を得ることは重要。交通インフラとしてお客さまのニーズに添えていく。

具体的な項目は後段で議論を深め、再度1項の認識議論を行っていきます!

(組合の主張)

- ・線区の維持は1つの目的として一致できる。生産性向上が大きく強調されていることに対する認識が一致しない。労働強化が強調されている受け取りであり、受け入れ難い問題である。地域の理解も大事だが、働く側の理解もしっかり得ていかなければいけない。4つの視点で現行ワンマンの利用状況や、交通弱者の人への支援になるのかということや、防災などの災害対応でも出来るのかということ踏まえて、総合的に品質が上がることまで議論深める必要がある。

(会社の主張)

- ・お客さまが求める輸送サービスに「安定性」「利便性」「快適性」「異常時対応」の4点は要素としてはあるが、必ずしもこれだけではない。
- ・お客さまのニーズを満たすため、効率的な経営をしていく。
- ・社会状況の変化に対応し、鉄道の維持を目指すためにワンマン運転が必要。

第2項 ワンマン運転の拡大実施においても、組合員の雇用を確保すること。

《確認事項》

- ・今回は、社員の雇用形態を変更する提案を行っていない。

第3項 ワンマン運転の拡大に伴い、異動となる車掌については、本人希望を尊重すること。

《確認事項》

- ・異動に関してワンマン運転によって特別な取扱いをするわけではない。ジョブローテーションの交渉経過を踏まえて行っていく。

※ジョブローテーションの交渉では家庭状況や生活設計、本人希望を丁寧に把握し、本人希望を尊重することを確認しています。

第4項 ワンマン運転士の業務内容について明確にすること。

《確認事項》

- ・短編成のワンマン運転についてはこれまでと業務内容の概念は変わらない。
- ・中・長編成について、ワンマン運転士は運賃収受を行わない。
- ・起動開始後は、運転士にホーム上の監視義務はない。法令上も問題ない。

～②へ続く～